

防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針

(目的)

第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 8 条の規定に基づき、防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取り扱いの確保に関して行う活動を支援、促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)において使用する用語の例による。

2 この指針において「防衛庁関係事業者」とは、防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者をいう。

(利用目的の特定)

第 3 条 防衛庁関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。

2 防衛庁関係事業者がいったん特定した目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限)

第 4 条 防衛庁関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。

2 防衛庁関係事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第5条 防衛庁関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 防衛庁関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 防衛庁関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 防衛庁関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該防衛庁関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第7条 防衛庁関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第8条 防衛庁関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じるものとする。

(安全管理措置の見直し)

第9条 防衛庁関係事業者は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

(個人情報保護管理者の設置)

第10条 防衛庁関係事業者は、個人データの取り扱いに関する責任者として個人情報保護管理者を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

(従業者の監督及び教育等)

第 1 1 条 防衛庁関係事業者は、安全管理措置その他の個人データの適正な取り扱いの確保のため、従業者に対し、必要かつ適切な監督、教育等を行うものとする。

(個人データの委託に伴う措置)

第 1 2 条 防衛庁関係事業者が個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 防衛庁関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項
- 二 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
- 三 委託された個人データの再委託に関する事項
- 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(第三者提供の制限)

第 1 3 条 防衛庁関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 防衛庁関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 防衛庁関係事業者は、前項第 3 号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 防衛庁関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

一 当該防衛庁関係事業者の氏名又は名称

二 すべての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

三 次項、次条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第19条第5項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 当該防衛庁関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該防衛庁関係事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（開示）

第15条 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該防衛庁関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 法令に違反することとなる場合

2 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第16条 防衛庁関係事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条におい

て「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

第17条 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されているものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 防衛庁関係事業者は、前2項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第18条 防衛庁関係事業者は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手續)

第19条 防衛庁関係事業者は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法

四 手数料を徴収する場合はその徴収方法

2 防衛庁関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、防衛庁関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 防衛庁関係事業者は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 防衛庁関係事業者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。

5 防衛庁関係事業者は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第15条第1項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

（苦情及び問い合わせ等の処理）

第20条 防衛庁関係事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するものとし、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

（個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の措置）

第21条 防衛庁関係事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

（個人情報保護方針の策定及び公表）

第22条 防衛庁関係事業者は、個人情報の保護に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。